

【資料1】

不動産売買契約書

売主 甲野一郎（以下、甲という。）と買主 乙川花子（以下、乙という。）は後記不動産物件（以下本物件という）につき、次の通り売買契約を締結した。

（売買価格）

第1条 甲は、本物件を代金520万円にて乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金支払）

第2条 乙は、平成26年10月31日までに売買代金を甲に支払うものとする。

（所有権の移転時期）

第3条 本物件の所有権は、売買代金全額の授受完了と同時に、甲から乙に移転するものとする。

（登記費用の負担）

第4条 本物件の所有権移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

以上の証としてこの契約書2通を作成し、署名捺印うえ各自1通を所持する。

平成 26 年 10 月 10 日

買主（乙） （住所省略）

乙 川 花 子 ⑩

売主（甲） （住所省略）

甲 野 一 郎 ⑩

不動産の表示

不動産番号 0111010066622

所 在 新宿区水道町三丁目

地 番 3番18

地 目 宅地

地 積 108.61 m²

【資料 2】

事件の表示	平成 27 年 (ワ) 第 29081 号	裁判長 認印	印
第 1 回 口 頭 弁 論 調 書 (判 決)			
場所及び公開の有無	東京地方裁判所 民事第 45 部法廷で公開	期日	平成 28 年 3 月 10 日 午前 11 時 15 分
裁判長裁判官 裁判官 裁判官 裁判所書記官	安部 雄一 伊藤 真次 宇野 光江 末尾記載の裁判所書記官	出頭した 当事者等	原告代理人 司法 太郎
弁論の要領等			
原告 訴状陳述			
証拠関係は書証目録記載のとおり			
裁判長 弁論を終結し、次のとおり主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し			
当事者	東京都新宿区高田北一丁目 2 番 15 号 原告 乙川 花子 同訴訟代理人弁護士 司法 太郎 東京都新宿区稲田山二丁目 25 番 5 号 被告 甲野 一郎		
主文	1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について平成 26 年 10 月 31 日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ。 2 訴訟費用は、被告の負担とする。		
請求	別紙訴状写しの請求の趣旨及び請求の原因欄記載のとおり		
理由の要旨	被告は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。証拠によれば、請求原因事実はすべて認められる。		
裁判所書記官 江藤 史郎			

登 記 申 請 書

登記の目的 所 有 権 移 転

原 因 平成 26 年 10 月 31 日 売 買

権 利 者 (申請人) 東京都新宿区高田北一丁目 2 番 15 号

乙 川 花 子

義 務 者 東京都新宿区稲田山二丁目 25 番 5 号

甲 野 一 郎

添 付 書 類 登記原因証明情報 住所証明情報 代理権限証明情報

平成 28 年 3 月 30 日 申請 東京法務局 新宿出張所 御中

代 理 人 東京都新宿区新宿北一丁目 3 番 3 号

司法書士 法 務 花 子 ㊞

(電話番号 000-000-1234)

課 税 価 格 金 3, 800, 000 円

登録免許税 金 76, 000 円

不動産の表示

不動産番号 0111010066622

所 在 新宿区水道町三丁目

地 番 3 番 18

地 目 宅 地

地 積 108.61 m²

【資料 4】

東京都新宿区水道町3丁目3-18

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調整	余白	不動産番号	0111010066622
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	新宿区水道町三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕		
3番18	宅地	108 61	余白		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	(省 略)	(省 略)
2	所有権移転	平成 11 年 11 月 11 日 第 11111 号	原因 平成 5 年 2 月 2 日相続 所有者 東京都新宿区稲田山 二丁目 25 番 5 号 甲 野 一 郎
3	所有権移転	平成 28 年 3 月 30 日 第 2121 号	原因 平成 26 年 10 月 31 日売買 所有者 東京都新宿区高田北 一丁目 2 番 15 号 乙 川 花 子

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 28 年 4 月 5 日

東 京 法 務 局

登 記 官

国

元

治



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 A00111 (1/1)